

秋田県告示第 5 3 8 号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第 1 項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の 5 第 1 項の規定に基づき、公告する。

令和 8 年10月 9 日

秋田県知事 鈴 木 健 太

- 1 処分をした年月日
令和 8 年 9 月30日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社赤石組
由利本荘市鳥海町上笹子字堺台83番地 1
代表取締役 赤 石 与 和
秋田県知事許可（般－ 5 ）第10110号
- 3 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
令和 8 年 9 月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第 1 項第 5 号に該当する。